第 4670 号

(2-2)



1994年1月6日創刊•毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 2月 18日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 光ディスクによる支払調書の提出が義務化に

♀: 光ディスクによる支払調書の提出が義務化されるそうですが、どのようになっているのですか?

↑ : 前々年の支払調書の枚数が1,000枚以上の場合は光ディスク等又はe-Taxにより支払調書を提出しなければならなくなります。

【解説】

支払調書の提出は、平成23年の税制改正で、 平成26年1月1日以降、前々年の提出すべき であった支払調書の枚数が1,000枚以上であ った場合は、光ディスク等又はe-Taxにより支 払調書を提出しなければならないこととなっ ています。この場合の枚数が1,000枚以上かど うかは、支払調書の種類ごとに判定します。

また、提出義務の判定は、提出義務者ごと に判定しますので、たとえば、支店等が個別 に支払調書を提出している場合は、それぞれ の支店等ごとに判定することになります。

また同様に、給与所得(及び公的年金等)の源泉徴収票の光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務付けられた年分については、平成26年1月1日以降に市町村に提出する給与支払報告書(及び公的年金等支払報告書)についても、光ディスク等又はeL-Taxによる提出が義務付けられていますので、注意しておいてください。

なお、前々年の支払調書の提出枚数が1,000 枚未満の事業者でも、光ディスク等により提 出することにつき、所轄の税務署長の承認を 受ければ光ディスク等によって提出すること が認められることになっています。







